

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。(配点: 50点)

(設例)

「毒物及び劇物取締法」(以下「法」という。)2条2項にいう劇物に該当する物質Pは、その濃度を5%とする水溶液にして、人の顔面に向けて噴霧すると、永続的な失明や視力低下には至らないが、数分間は開眼不能となる程度に催涙性の刺激を与える性質を持つ。商品Qは、国内では製造されていない外国産の護身用品であつて、成人女性の手のひらに収まる大きさのカートリッジに上記の濃度の物質Pの水溶液を装填し、緊急時には即座に噴霧可能としている。事業者Xは、販売目的でその輸入を計画し、法4条1項及び6条2号に基づき、商品Qについての輸入業登録の申請を厚生労働大臣に対して行ったが、同大臣は、「事業者Xによる商品Qの保管に関しては問題はない。しかし、法5条にいう登録基準に当たる法施行規則4条の4第1項2号～4号が、劇物の厳重な保管を事業者に要求して公衆の安全を確保している趣旨に照らせば、強い催涙性のゆえに悪用の可能性もある商品Qにつき、その輸入を許し、後に国内での販売ルートに乗せてしまうと、劇物の保管が不完全である場合と同様の危険を公衆にもたらししてしまう。従つて商品Qは、法5条及び法施行規則4条の4第2項の示す登録基準に適合しないと解される。」との理由で、輸入業登録の申請を拒否する処分(以下「本件処分」という。)を行った。

[問]

事業者Xの訴訟代理人としての立場に立ち、下の(資料)に掲げた法及び法施行規則の関連する条文を参照して、「本件処分は違法であつて取り消されるべきものである」との主張をまとめなさい。

(資料)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

(定義)

第2条 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 (略)

(禁止規定)

第3条 (略)

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

3 (略)

(営業の登録)

第4条 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が(中略)行う。

2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、(中略)輸入業者にあつては営業所ごとに(中略)営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

3 (略)

4 (略)

(登録基準)

第5条 厚生労働大臣(中略)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき(中略)は、第4条の登録をしてはならない。

(登録事項)

第6条 第4条の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 (略)

二 (前略) 輸入業の登録にあつては、(中略)輸入しようとする毒物又は劇物の品目

三 (略)

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)

(製造所等の設備)

第4条の4 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

- ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
 - 三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
 - 四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。
- 2 (前略) 劇物の輸入業の営業所(中略)の設備の基準については、前項第二号から第四号までの規定を準用する。